

【参考；改正後通知本文】  
医政発第0331001号  
平成18年3月31日  
一部改正 医政発第0929008号  
平成18年9月29日

各 都道府県知事 殿

厚生労働省医政局長

### 医療法人の附帯業務の見直しについて

平成17年6月29日付けで公布された介護保険法等の一部を改正する法律（平成17年法律第77号。以下「改正介護保険法」という。）のうち、予防重視型システムへの転換、新たなサービス体系の確立に関する規定については、平成18年4月1日から施行される予定であり、また、平成17年11月7日付けで公布された障害者自立支援法（平成17年法律第123号）のうち、施設体系・事業体系の見直しに関する規定の一部については、平成18年4月1日から施行される予定であるが、両法律の施行に伴い、厚生労働大臣の定める医療法人が行うことができる社会福祉事業の一部を改正する件（平成18年厚生労働省告示第295号。以下「改正告示」という。）が平成18年3月31日に告示され、平成18年4月1日から適用することとされたところである。

これら法律の施行及び改正告示の適用に併せて、医療法人の附帯業務のうち、保健衛生に関する業務（医療法（昭和23年法律第205号）第42条第1項第6号）及び社会福祉事業（同項第7号）の範囲に関し、下記のとおり改正するので、介護保険担当部局、障害福祉担当部局及び各市町村等と連携を図り、適正な運用に努められたい。

なお、障害者自立支援法のうち、平成18年10月1日施行の規定については、別途、医療法人の附帯業務に関する告示改正及び通知改正を行う予定であることを申し添える。

### 記

#### 第一 改正の趣旨

改正介護保険法及び障害者自立支援法の施行に伴い、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第2条第3項に規定する第二種社会福祉事業が見直されることを受けて、医療法第42条第1項第7号に基づく告示（厚生労働大臣の定める医療法人が行うことができる社会福祉事業（平成10年厚生省告示第15号。以下「告示」と

いう。) ) について必要な見直しを行うとともに、介護予防サービス等の新しいサービスを医療法人の附帯業務として医療法第42条第1項第6号に規定する保健衛生に関する業務に位置付けることにより、医療法人において、医療と介護・福祉の連携の推進に寄与することができるようにすること。

併せて、従前から解釈上、医療法人の附帯業務として位置付けてきている助産所等の事業について、保健衛生に関する業務に当たることを明確にすること。

## 第二 改正の内容及び留意事項

### 1 附帯業務の改正の内容

医療法人の附帯業務として、(1)から(6)までに掲げるとおり見直すこととし、平成18年4月1日より適用すること。

(1) 改正介護保険法の施行に伴い、医療法人の附帯業務として次のア及びイに掲げる事業（以下「介護予防サービス事業等」という。）を追加すること。

なお、介護予防サービス事業等の実施にあたっては、それぞれ各サービスを行う事業所ごとに、改正後の介護保険法（平成9年法律第123号。以下「介護保険法」という。）第78条の2第1項の規定に基づく指定地域密着型サービス事業者の指定、第115条の2第1項の規定に基づく指定介護予防サービス事業者の指定、第115条の11第1項の規定に基づく指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定若しくは第115条の20第1項の規定に基づく指定介護予防支援事業者の指定（以下「指定介護予防サービス事業者等の指定」という。）又は市町村の委託を受けることが必要であること。

ア 改正後の老人福祉法（昭和38年法律第133号）にいう小規模多機能型居宅介護事業（別添1改正告示参照）

なお、介護保険法にいう夜間対応型訪問介護、介護予防訪問介護、認知症対応型通所介護、介護予防通所介護、介護予防認知症対応型通所介護、介護予防短期入所生活介護、介護予防認知症対応型共同生活介護の各サービスについては、告示第2号に該当するものであること。

イ 介護保険法にいう次に掲げる事業

(7) 介護予防サービス事業（ただし、介護予防サービスのうち、介護予防特定施設入居者生活介護についてはケアハウスに限る。）

なお、介護予防サービスのうち、介護予防訪問看護（訪問看護ステーションを除く。）、介護予防訪問リハビリテーション、介護予防居宅療養管理指導、介護予防通所リハビリテーション、介護予防短期入所療養介護については、医療法人制度上は医療法人の本来業務として整理されるものであること。

(イ) 介護予防支援事業

(ウ) 地域密着型サービス事業（ただし、地域密着型サービスである地域密着型特定施設入居者生活介護のうち、ケアハウスに限る。）

(エ) 地域支援事業及び保健福祉事業（いずれも、市町村の委託を受けて行う場合に限る。）

(2) 改正介護保険法の施行により地域支援事業が創設されることに伴い、介護予防・地域支え合い事業が廃止されることから、医療法人の附帯業務から次の事業を削除すること。

介護予防・地域支え合い事業のうち高齢者等の生活支援事業（訪問理美容サービス事業を除く）、介護予防・生きがい活動支援事業及び在宅介護支援事業

(3) 障害者自立支援法の施行に伴い、医療法人の附帯業務として次の事業を追加すること。（別添1改正告示参照）

なお、障害福祉サービス事業の実施にあたっては、障害者自立支援法第29条第1項の規定に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定を受けることが必要であること。

また、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）に規定する精神障害者居宅生活支援事業は障害福祉サービス事業に包括されること。

障害者自立支援法にいう障害福祉サービス事業、相談支援事業又は移動支援事業及び同法に規定する地域活動支援センター又は福祉ホームを経営する事業

(4) 障害者自立支援法の施行に伴い、(3)の障害福祉サービス事業に包括されることとなることから、次のアからウまでに掲げる事業を削除すること。（別添1改正告示参照）

ア 児童福祉法（昭和22年法律第164号）にいう児童居宅介護等事業、児童デイサービス事業、児童短期入所事業

イ 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）にいう身体障害者居宅介護等事業、身体障害者デイサービス事業、身体障害者短期入所事業

ウ 知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）にいう知的障害者居宅介護等事業、知的障害者短期入所事業、知的障害者地域生活援助事業、知的障害者の更生相談に応ずる事業（平成3年9月30日児発第832号厚生省児童家庭局長通知「在宅知的障害者デイサービス事業の実施について」による在宅知的障害者デイサービス事業に限る。）

(5) 前記(1)、(3)及び(4)を受けて、「医療法人の附帯業務の拡大について」(平成17年3月30日医政発第0330002号厚生労働省医政局長通知)において拡大された附帯業務(有償移送行為)の内容について見直すこと。

(6) 従前から解釈上、医療法人の附帯業務として位置付けてきている助産所(医療法第2条)、歯科技工所(歯科技工士法(昭和30年法律第168号)第2条第3項)及び福祉用具専門相談員指定講習(介護保険法施行令等の一部を改正する政令(平成18年3月31日政令第154号)による改正後の介護保険法施行令(平成10年政令第412号)第3条の2第1項第10号に規定する講習をいう。)について、保健衛生に関する業務に当たることを明確にすること。

## 2 留意事項

(1) 医療法人が新たに1に掲げる事業を行う場合又は削除される事業について現に附帯業務として行っている場合にあっては、医療法第42条第1項の規定に基づき当該医療法人の定款又は寄附行為(以下「定款等」という。)に規定される当該附帯業務を行う事業所の名称又は事業名称について同法第50条の規定に基づく変更の認可が必要となること。

また、定款等の変更認可の申請は、医療法施行規則(昭和23年厚生省令第50号)第32条第3項の規定により行うこと。

(2) 医療法人が既に介護保険法第70条第1項の規定に基づく指定居宅サービス事業者等の指定を受け、附帯業務を行うことについて認可を受けている事業所において、新たに1に掲げる事業を行う場合(地域支援事業、保健福祉事業及び削除される事業を除く。)については、定款等の変更は不要であるが、各医療法人の定款等の実態に即して、個別具体的に判断されたいこと。

(3) (1)及び(2)に関わらず、新たに事業所を設置して実施する場合又は新たに地域支援事業若しくは保健福祉事業について市町村の定める条例に従い委託を受けて実施する場合については、定款等の変更が必要であるとともに、委託事業の実施にあたっては、医療法人の非営利性に鑑み、条例及び委託契約書の契約内容に違反又は抵触することのないよう特に留意が必要であること。

また、地域支援事業及び保健福祉事業については、委託を受ける市町村名及び具体的な事業名称(例;〇〇市の委託を受けて行う健康づくり事業(介護保険法にいう保健福祉事業))を定款等に記載する必要があること。

(4) 介護予防サービス事業等の医療法人制度上の取扱いについては、別添2を参考に定款等の変更手続の指導を行われたいこと。

(5) 障害福祉サービス事業についても、(1)から(3)までを参考に定款等の変更手

続の指導を行われたいこと。

なお、障害者自立支援法附則第8条第2項の規定により、平成18年9月30日までの間、障害福祉サービス事業とみなされる事業については、平成18年4月1日の施行時点における同法の規定に基づく事業名等への変更に係る定款等の変更手続は不要であること。

- (6) 定款等の変更手続は、原則として、指定介護予防サービス事業者等の指定、地域支援事業等の市町村の委託又は指定障害福祉サービス事業者の指定を受ける前に行うことが必要であること。

なお、医療法人において、各事業の指定手続又は市町村の委託手続と定款等の変更手続とを並行して執り行う場合においては、各手続の進捗状況に伴い、定款等の変更認可日が後れることはやむを得ないこと。

### 第三 その他

- 1 「病院又は老人保健施設等を開設する医療法人の運営管理指導要綱の制定について」（平成2年3月1日健政発第110号厚生省健康政策局長通知）別添「医療法人運営管理指導要綱」の一部を別添3の新旧対照表のとおり改正する。
- 2 「医療法人の附帯業務の拡大について」（平成16年3月31日医政発第0331007号厚生労働省医政局長通知）の一部を別添4の新旧対照表のとおり改正する。
- 3 「医療法人の附帯業務の拡大について」（平成17年3月30日医政発第0330002号厚生労働省医政局長通知）の一部を別添5の新旧対照表のとおり改正する。
- 4 介護予防サービス事業等、障害福祉サービス事業の実施にあたっては、改正介護保険法、障害者自立支援法並びに関係法令を参考に遺漏なきよう指導されたい。

